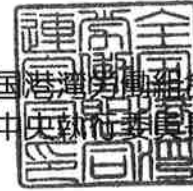




2019年4月24日
全国港湾18発第110号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿



全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



実力行使通告の一部除外についての通知

第7回中央港湾団交(4月24日開催)において確認した通り、公文第90号(3月20日付)にて通告している行動について、下記の通り措置することを通知する。

記

1. 公文第90号に基づく実力行動の内、4月28日(日)と5月5日(日)の24時間ストライキについて除外する。
2. なお、5月12日(日)以降の毎日曜日の始業時から翌日の始業時までの就労拒否(ストライキ)については、公文90号による通告通りとする。

以上